さいたま市告示第１７６９号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成１３年さいたま市条例第２０５号）第１０条第１項により自転車等を撤去し、同条第４項の規定により保管したので、第１２条第１項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年１１月２０日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

２　保管開始年月日

令和８年１１月１３日

３　保管場所及び放置箇所

⑴　新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅、浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅、浦和美園駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

⑵　吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅、岩槻駅、東岩槻駅及びさいたま新都心駅周辺の自転車等放置禁止区域

４　保管自転車

別紙のとおり

５　保管台数

計　　２９台

６　連絡先

⑴　担当　さいたま市都市局交通政策部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

⑵　電話　０４８（６５２）８８１２

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2026/11/09	武蔵浦和駅	埼玉県警15-5148244	1YO1435		
2026/11/09	浦和駅東口	不明	A24AB84772		
2026/11/09	浦和駅東口	不明	WE20050527		
2026/11/09	浦和駅東口	不明	S1491196		
2026/11/09	浦和駅西口	赤羽G57024	T23BO308		
2026/11/10	南浦和駅東口	埼玉県警22-220179206	V210711440		
2026/11/10	浦和駅東口	埼玉県警20-202929737	T1DBG872		
2026/11/10	北与野駅	埼玉県警23-230554331	C1B2590740U		
2026/11/10	北与野駅	原宿A53439	B6A19819		
2026/11/12	東浦和駅	京都府警230203507	STTHF05179		
2026/11/12	南浦和駅西口	埼玉県警26-263815327	SZA601788		
2026/11/12	北浦和駅東口	埼玉県警23-231852808	T96AF183		
2026/11/12	北浦和駅東口	不明	S3I00056		
2026/11/12	北浦和駅東口	埼玉県警15-5472310	XE36700		
2026/11/12	北浦和駅東口	埼玉県警12-2399069	FJA2E01768		
2026/11/13	南浦和駅西口	埼玉県警25-250301820	H409200123		
2026/11/13	浦和駅東口	埼玉県警23-232758147	GC0J03128		
2026/11/13	浦和駅西口	埼玉県警26-263621808	S4660360		
2026/11/13	北与野駅	埼玉県警16-6566054	H6H12308		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2026/11/09	大宮駅東口	埼玉県警25-253005289	C4K00431		
2026/11/09	大宮駅東口	埼玉県警23-232336315	ZX22170145		
2026/11/09	大宮駅西口	不明	TS?602133		
2026/11/09	宮原駅東口	群馬県警31156513	A23CL01061		
2026/11/09	宮原駅西口	赤羽G12317	STH027995		
2026/11/10	大宮駅西口	埼玉県警25-252099310	S1562128		
2026/11/10	大宮駅西口	埼玉県警21-213021567	SUL320G16		
2026/11/10	東大宮駅東口	埼玉県警23-233164968	SXC045332		
2026/11/10	新都心駅西口	埼玉県警25-251580650	53G7664		
2026/11/13	大宮駅東口	埼玉県警19-194903200	H9SI01116		

合計：29台

告示期限　令和８年１２月４日